

労働者災害補償保険

法第31条の規定に基づく費用徴収の決定通知書

年 月 日

殿

労働局長 ㊟

貴殿は、労働者災害補償保険法第31条の第1項第 号の規定に該当すると認められるので、下記のとおり、保険給付に要した費用を徴収することに決定したので通知します。なお、徴収金の納付については、別途送付する納入告知書により納付して下さい。

この決定に不服がある場合には、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に労働局長に対して異議の申し立てをすることができます。

記

1 徴収金の価額 円

2 徴収の理由及び徴収金の算定基礎

事故発生 年月日	被災労働 者の氏名	保険給付を受 けた者の氏名	保険給付 の種類	支 給 年月日	保険給付 の 額	徴収金の 価 額	徴 収 の 理 由

(給付及び一部負担金様式第1号(その1))

## 債権発生調書

No. \_\_\_\_\_

平成 年 月分(その )		債権の種類 労働者災害補償保険 通勤災害一部負担金債権		発生原因 労災法第31条第2項該当					
請求容 受付番号	労働保険番号	債務者		債権金額	債権発生 年月日	督促状発行 年月日	債権消滅 年月日	消滅理由	備考
		氏名	住所						
					. . .	. . .	. . .	1 収納 2 取消	
					. . .	. . .	. . .	1 収納 2 取消	
					. . .	. . .	. . .	1 収納 2 取消	
					. . .	. . .	. . .	1 収納 2 取消	
					. . .	. . .	. . .	1 収納 2 取消	
					. . .	. . .	. . .	1 収納 2 取消	
					. . .	. . .	. . .	1 収納 2 取消	
					. . .	. . .	. . .	1 収納 2 取消	
					. . .	. . .	. . .	1 収納 2 取消	
					. . .	. . .	. . .	1 収納 2 取消	
合計		債権の件数及び金額		件	円				

(給付及び一部負担金様式第1号(その2))

## 債 権 管 理 簿

No. \_\_\_\_\_

署 平成 年 月分(その )		債 権 の 種 類 労働者災害補償保険 通勤災害一部負担金債権		発 生 原 因 労災法第31条第2項該当	債 権 確 認	年 月 日	納 入 告 知	年 月 日	
請 求 書 受 付 番 号	勞 働 保 險 番 号	債 務 者		債 権 金 額	債 権 発 生 年 月 日	督 促 状 発 行 年 月 日	債 権 消 滅 年 月 日	消 滅 理 由	備 考
		氏 名	住 所						
					. . .	. . .	. . .	1 収納 2 取消	
					. . .	. . .	. . .	1 収納 2 取消	
					. . .	. . .	. . .	1 収納 2 取消	
					. . .	. . .	. . .	1 収納 2 取消	
					. . .	. . .	. . .	1 収納 2 取消	
					. . .	. . .	. . .	1 収納 2 取消	
					. . .	. . .	. . .	1 収納 2 取消	
					. . .	. . .	. . .	1 収納 2 取消	
					. . .	. . .	. . .	1 収納 2 取消	
合 計		債権の件数及び金額		件		円			

債権発生通知 (伺い)

署長  (次長)	課長	係長	主任	係	発議	・	・
					決議	・	・
					通知書発送	・	・
					給付記録票入記	・	・
先に支給決定した通勤災害の療養給付に関し、下表のとおり歳入金債権が発生しましたので、下案により歳入徴収官に通知してよろしいか。							

会計及び勘定名		歳入科目		債権の種類	
労働保険特別会計労災勘定		(款)雑収入(項)雑収入(目)雑入		労働者災害補償保険 通勤災害一部負担金債権	
債権発生年度	発生件数	債権金額	債務者等		
年度	件	円	療養給付支給決定	年度	四半期分
年度	件	円		ほか	名
合計	件	円	内訳は、別添「債権発生調書」のとおり。		
備考					

債権発生通知 (案)

労働者災害補償保険法第31条第2項の規定により、一部負担金として徴収すべき歳入金債権が上表のとおり発生しましたので通知します。

平成 年 月 日

歳入徴収官

労働局長 あて

労働基準監督署長

債権確認・徴収決定決議書 ㊦

歳入徴収官 局長 (部長)	課長	補佐	係長	係	発議	・	・
					決議	・	・
					納入告知書 発行	・	・
					履行期限	・	・
一部負担金に係る下表の債権について、別添「債権発生調書」等により調査したところ誤りがないので、歳入金の徴収決定及び納入の告知をしてよろしいか。					徴収簿登記	・	・
					債権管理簿 登記	・	・
					債権管理簿 番号	No.	

会計及び勘定名		歳入科目		債権の種類	
労働保険特別会計労災勘定		(款)雑収入(項)雑収入(目)雑入		労働者災害補償保険 通勤災害一部負担金債権	
債権発生年度	発生件数	債権金額	債 務 者 等		
年度	件	円	療養給付支給決定	年度	四半期分
年度	件	円		ほか	名
合計	件	円	内訳は、別添「債権発生調書」のとおり。		
備 考					

債 権 発 生 通 知

労働者災害補償保険法第31条第2項の規定により、一部負担金として徴収すべき歳入金債権が上表のとおり発生しましたので通知します。

平成      年      月      日

歳入徴収官  
労働局長 殿

労働基準監督署長 印

(給付及び一部負担金 様式第2号 (その1))

### 控除額支払決議書

資金前渡官吏 署長 (次長)	課長	係長	主任	係	発議	・	・
					決議	・	・
					国庫金 振替書	・	・
至	債権の種類	労働者災害補償保険 通勤災害一部負担金債権			歳出科目	労災勘定 (項) 保険給付費 (目) 保険給付費	
保険給付から控除した上記の一部負担金相当額を歳入に納付してよろしいか。 また、下記のとおり労働者災害補償保険通勤災害一部負担金額表を歳入徴収官に送付してよろしいか。					歳入科目	(款) 雑収入 (項) 雑収入 (目) 雑収入	

第十三号の八書式

### 労働保険特別会計労働者災害補償保険 通勤災害一部負担金額表

( ) 労働局

所管	年度	現金、小切手又は国庫金振替書	被災労働者氏名	一部負担金払込額	備考 (債権発生年月日)
				円	
		計	件	円	

上記の労働者災害補償保険通勤災害一部負担金を払込みました。

平成 年 月 日

資金前渡官吏

労働基準監督署長

歳入徴収官

労働局長 あて

(給付及び一部負担金 様式第2号(その2))

控除債権調査決定決議書 ㊦

歳入徴収官 局長 (部長)	課長	補佐	係長	係	発議	・	・
					決議	・	・
					歳入納付	・	・
〒	債権の種類	労働者災害補償保険 通勤災害一部負担金債権			徴収簿登記	・	・
<p>上記金額の債権が発生し、下表のとおり歳入に納付されましたので、歳入金の徴収決定をしてよろしいか。</p>							

第十三号の八書式

労働保険特別会計労働者災害補償保険  
通勤災害一部負担金額表

( ) 労働局

所管	年度	現金、小切手又は 国庫金振替書	被災労働者 氏名	一部負担金 払込額	備考 (債権発生年月日)
				円	
		計	件	円	

上記の労働者災害補償保険通勤災害一部負担金を払込みました。

平成 年 月 日

資金前渡官吏

労働基準監督署長 印

歳入徴収官

労働局長 殿

(出事情 第十三号の八書式)

### 労働保険特別会計労働者災害補償保険通勤災害一部負担金額表

所 管	年 度	現金、小切手又は 国庫金振替書	被災労働者 氏 名	一部負担金 払 込 額	備 考
				円	

上記の労働者災害補償保険通勤災害一部負担金を払込みました。

平成 年 月 日

資金前渡官吏

印

収支官吏

殿

備考 用紙寸法は、日本標準規格A列5とすること。

(未払賃金の立替払事業)  
様式第12号

未払賃金の立替払に係る認定の取消しについて

第 号  
年 月 日

住 所

氏 名

殿

\_\_\_\_\_  
労働基準監督署長 ㊟

賃金の支払の確保等に関する法律(昭和51年法律第34号)第7条の規定に基づき 年 月  
日付けをもって通知しました \_\_\_\_\_ に係る認定については、下記の理由により  
取り消しましたので通知します。

先に交付しました認定通知書は、速やかに返還してください。

なお、この処分不服のあるときは、処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日  
(ただし、処分があった日から起算して1年)以内に \_\_\_\_\_ 労働局長に対して審査請求す  
ることができます。

記

取消しの理由

(未払賃金の立替払事業)  
様式第12号の2)

未払賃金の立替払に係る確認の取消しについて

第 号  
年 月 日

住 所

氏 名

殿

労働基準監督署長 印

賃金の支払の確保等に関する法律(昭和51年法律第34号)第7条の規定に基づき 年 月 日付けをもって通知しました確認については、下記の理由により取り消しましたので通知します。

先に交付しました確認通知書は、速やかに返還してください。

なお、この処分に不服のあるときは、処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日(ただし、処分があった日から起算して1年)以内に 労働局長に対して審査請求することができます。

記

取消しの理由

(未払賃金の立替払事業)  
様式第13号

## 未払賃金の立替払に係る確認の変更について

第 号  
年 月 日

住 所

氏 名 殿

\_\_\_\_\_労働基準監督署長 ㊟

賃金の支払の確保等に関する法律(昭和51年法律第34号)第7条の規定に基づき 年 月  
日付けをもって通知しました貴殿に係る確認については、下記のとおり変更したので通知しま  
す。

なお、この処分に不服のあるときは、処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日  
(ただし、処分があった日から起算して1年)以内に\_\_\_\_\_労働局長に対して審査請求す  
ることができます。

### 記

1. 変更の理由
2. 変更される確認事項 (確認通知書における確認事項の番号)
3. 変更前の確認内容
4. 変更後の確認内容

(未払賃金の立替払事業)  
様式第14号

## 未払賃金の立替払における不正受給に係る返還命令書

第 号  
年 月 日

住 所  
氏 名 殿

労働局長 印

賃金の支払の確保等に関する法律(昭和51年法律第34号)第7条の規定に基づき 年 月  
日付で労働福祉事業団が貴殿に対して行った立替払について、同法第8条第1項の規定に基  
づき、下記のとおり返還を命じます。

なお、この処分不服のあるときは、処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日  
(ただし、処分があった日から起算して1年)以内に、厚生労働大臣に対して審査請求することが  
できます。

### 記

1. 理 由

2. 返還すべき金額 円

(未払賃金の立替払事業)  
様式第15号

未払賃金の立替払における不正受給に係る連帯返還命令書

第 号  
年 月 日

申請者 住所  
氏名 殿  
事業主 住所  
氏名又は名称 殿

労働局長 ㊟

賃金の支払の確保等に関する法律(昭和51年法律第34号)第7条の規定に基づき 年 月 日付けで労働福祉事業団が申請者 \_\_\_\_\_ に対して行った立替払について、同法第8条第1項及び第2項の規定に基づき、下記のとおり貴殿等が連帯して返還することを命じます。  
なお、この処分に不服のあるときは、処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日(ただし、処分があった日から起算して1年)以内に、厚生労働大臣に対して審査請求することができます。

記

1. 理由

2. 返還すべき金額 円

(未払賃金の立替払事業)  
様式第16号)

## 未払賃金の立替払における不正受給に係る納付命令書

第 号  
年 月 日

住 所

氏 名 殿

\_\_\_\_\_ 労働局長 ㊟

賃金の支払の確保等に関する法律(昭和51年法律第34号)第7条の規定に基づき 年 月  
日付けで労働福祉事業団が貴殿に対して行った立替払について、同法第8条第1項の規定に基  
づき、下記のとおり納付を命じます。

なお、この処分に不服のあるときは、処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日  
(ただし、処分があった日から起算して1年)以内に、厚生労働大臣に対して審査請求することが  
できます。

### 記

1. 理 由

2. 納付すべき金額 円

(未払賃金の立替払事業)  
様式第17号

未払賃金の立替払における不正受給に係る連帯納付命令書

第 号  
年 月 日

申請者 住所

氏名

殿

事業主 住所  
氏名又は  
名称

殿

労働局長 ㊟

賃金の支払の確保等に関する法律(昭和51年法律第34号)第7条の規定に基づき 年 月  
日付けで労働福祉事業団が申請者 \_\_\_\_\_ に対して行った立替払について、同法  
第8条第1項及び第2項の規定に基づき、下記のとおり貴殿等が連帯して納付することを命じます。  
なお、この処分に不服のあるときは、処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日  
(ただし、処分があった日から起算して1年)以内に、厚生労働大臣に対して審査請求することができます。

記

1. 理由

2. 納付すべき金額

円

保険給付（求償権取得・債権発生）通知書 ㊦

No. \_\_\_\_\_

A欄

署長	次長	課長	係長	係
右記第一当事者（被災者）に対する保険給付により、右記債務者に対する求償権を取得しましたので、関係書類を添え通知します。  第 号 平成 年 月 日  蔵入徴収官 労働局長 殿  労働基準監督署長 ㊦				

B欄

第一当事者（被災者）	
府 県	所 掌 管 轄
基 幹 番 号	枝 番 号
災害発生年月日	平成 年 月 日
災害の種類	業 務 ・ 通 勤
債 務 者	住 所
氏 名	
保険会社等の名称及び所在地	
給付基礎日額	円
第一当事者（被災者）の割合	%
第二当事者の割合	%

C欄 保険給付状況（年度第 四半期分・当初分）

項目	区分	労災保険給付額	労災保険給付内容	支 年 月 日	
				支 年	支 月 日
療養（補償）給付	入院（入院外）		自 日 至 日（日分）		
	入院（入院外）				
	入院（入院外）				
	入院（入院外）				
	入院（入院外）				
休業（補償）給付			自 日 至 日（日分）		
傷病（補償）年金		第 級 号			
障害（補償）給付一時金 前払一時金		第 級 号			
遺族（補償）給付一時金 前払一時金		受給者名 続柄			
葬祭（料）給付		受給者名 続柄			
介護（補償）給付					
前回までの額		今回の合計額			
果 計					

D欄

保険給付以外の弁済等の経過		
年月日	金 額	内 容

F欄

通 告 等 事 項	保険給付（継続中・完了） 診療機関の名称及び所在地  被災者の傷病の部位及び傷病名
-----------	--

E欄

備 考	
-----	--

注) 1. C欄については、4枚目まで複写されるので4枚1組のまま記入すること。A欄、B欄については2枚目まで複写されるものであること。  
 2. D欄、E欄、F欄を記入する際には、4枚1組のまま記入するとその内容が4枚目に複写されるので、3枚目以降を切り離すこと。

保険給付（求償権取得・債権発生）通知書

局No. \_\_\_\_\_  
署No. \_\_\_\_\_

A欄

右記第一当事者（被災者）に対する保険給付により、右記債務者に対する求償権を取得しましたので、関係書類を添え通知します。

第 号  
平成 年 月 日

蔵入徴収官  
労働局長 殿

労働基準監督署長 団

B欄

第一当事者 (被災者)			
府 県	所 掌	管 轄	基 幹 番 号
			枝 番 号
災害発生日月 平成 年 月 日			
災害の種類 業務・通勤			
債 務 者	住 所		
	氏 名		
保険会社等 の名称及び 所在地			
給付基礎日額			円
第一当事者 (被災者)過失割合	%	第二当事者 (相手方)過失割合	%

C欄 保険給付状況（ 年度 第 四半期分・当初分）

項 目	区 分	労災保険給付額	労災保険給付内容	支 払 日	
				年 月	日
療養（補償）給付	入院（入院）看通柔		自至：：（日分）	・	・
	入院（入院）看通柔			・	・
	入院（入院）看通柔			・	・
	入院（入院）看通柔				
	入院（入院）看通柔				
休業（補償）給付			自至：：（日分）	・	・
傷病（補償）年金			第 級 号	・	・
障害（補償）給付一時金 前払一時金			第 級 号	・	・
遺族（補償）給付一時金 前払一時金			受給者名 続柄	・	・
葬祭（料）給付			受給者名 続柄	・	・
介護（補償）給付				・	・
前回までの額			今回の合計額		
果 計					

D欄

保険給付以外の弁済等の経過		
年月日	金 額	内 容

E欄

備	
考	

F欄

連	保険給付（継続中・完了） 診療基幹の名称及び所在地
絡	
等	
事	被災者の傷病の部位及び傷病名
項	

注) 1. C欄については、4枚目まで複写されるので4枚1組のまま記入すること。A欄、B欄については2枚目まで複写されるものであること。  
2. D欄、E欄、F欄を記入する際には、4枚1組のまま記入するとその内容が4枚目に複写されるので、3枚目以降を切り離すこと。

債権確認調査決定(変更)決議書

No. \_\_\_\_\_

平成 年度	厚生労働省所管	決定する。 収入徴収官	次長	課長	補佐	係長	係	発議	
労働保険特別会計労災勘定								決議	
歳入科目	雑収入 雑収入 (回)雑収入							決議	
債権の種類	損害賠償金債権							事務処理	納告知入 告知入 行権者 債権管理 登記簿 取附 登記簿
債権の発生年度	平成 年度								
債権発生の原因	労災保険法第12条の4による損害賠償金								
本人	住所 氏名								
使用者	住所 氏名又は名称								
金額									履行期限

算定基礎内訳 ① (全事案について記入)

項目	区分	労災保険給付額 (A)	労災保険給付内容	支払年月日
療養(補償)給付	入院:入院外:看通:柔		日数: (日分)	
	入院:入院外:看通:柔			
	入院:入院外:看通:柔			
	入院:入院外:看通:柔			
	入院:入院外:看通:柔			
休業(補償)給付			日数: (日分)	
給付基礎日額 (円)				
傷病(補償)年金			第 級 号	
障害(補償)給付一時金			第 級 号	
遺族(補償)給付一時金			受給者名 続柄	
葬祭(料)給付			受給者名 続柄	
介護(補償)給付				
前回請求時までの額				
計 (1)		(A)		
その他の人的損害(慰謝料等)				
計 (2)				

算定基礎内訳 ② (自賠責単独以外の事案について記入)

被災者の損害額 (b)	相手方(あなた側)の損害額 (c)	被災者の労災保険給付以外の損害賠償受領済額 (d)	
(1)	(b)	(c)	(d)
(2)	(b)	(c)	(d)
過失割合 (被災者①/相手方②) (E)	被災者の過失相殺後の損害額 (b) × (E) (F)	被災者請求の可能額 ((F) - (c)) × (E) (I) (D)	
政府の求償権取得額 (A) と (c) のうち少ない額 (G)	前回までの請求金額 (I)	今回請求金額 (I) - (I)	(J)

算定基礎内訳 ③ (自賠責及び任意一括の場合について記入)

自賠責保険 (共済)金額 (A)	①120万円・②86万円・示談額又は③その他既払額 (L)	円
求償可能限度額 (A) - (L) (M)		円
請求金額 (M)		円

連絡等事項 備考 保険給付(継続中・完了)

第三者行為災害による損害賠償の請求について

御中

労働局長 宛

下記金額を労働者災害補償保険法第12条の4の規定により損害賠償として請求しますから、お支払い願いたく関係書類を添えて請求します。

災害者氏名		相手方氏名		災害(事故)発生日	平成 年 月 日
保険(共済)契約者氏名		保有者氏名		契約者との関係 ( )	
証明書番号又は 証券番号	任意	管轄店 (農協)			
原因自動車	登録番号又は車両番号	相手方と保有者との関係			
診療機関	名称	所在地			
被災者の傷病の部位及び傷病名					
請求金額 円					

算定基礎内訳 ① (全事業について記入)

項目	区分	労災保険給付額 (A)	労災保険給付内容	支年 月 日	払 日
療養(補償)給付	入院(入院外) 看通 柔		日数 : ( 日分)	・	・
	入院(入院外) 看通 柔			・	・
	入院(入院外) 看通 柔			・	・
	入院(入院外) 看通 柔			・	・
	入院(入院外) 看通 柔			・	・
休業(補償)給付			日数 : ( 日分)	・	・
給付基礎日額 ( 円)				・	・
傷病(補償)年金			第 級 号	・	・
障害(補償)給付一時金 前払一時金			第 級 号	・	・
遺族(補償)給付一時金 前払一時金			受給者名 続柄	・	・
葬祭(料)給付			受給者名 続柄	・	・
介護(補償)給付				・	・
前回請求時までの額					
計 (1)		(A)			
その他の人的損害(慰謝料等)					
計 (2)					

算定基礎内訳 ② (自賠責単独以外の事業について記入)

被災者の損害額 (B)	相手方(あなた側)の 損害額 (C)	被災者の労災保険給付以外 の損害賠償受領済額 (D)	
(1)	(B)	(C)	(D)
(2)	(B)	(C)	(D)
過失割合 (被災者①/相手方②) (E)	被災者の過失相殺後の 損害額 (B) × (E) ③ (F)	被災者請求の可能額 (F) - (C) × (E) ④ (G)	
政府の求償権取得額 (A) と (G) のうち少ない額 (H)	前回までの請求金額 (I)	今回請求金額 (H) - (I) (J)	

算定基礎内訳 ③ (自賠責及び任意一括の場合について記入)

自賠責保険 (共済)金額 (K) ⑤	①120万円・②85万円・ 示談額又は ③ その他既払額 (L)	円
求償可能限度額 (K) - (L) ⑥		円
請求金額 (M)		円

連絡等事項 備考	保険給付(継続中・完了)
-------------	--------------

(注) 1 自賠責保険(共済)又は自動車保険(共済)に請求する場合以外には、「保険(共済)契約者氏名」欄から「相手方と保有者との関係」欄までは記入する必要がない。

2 「算定基礎内訳」①について

(イ) 交通事故及び交通事故以外又は自賠責保険(共済)及び自動車保険(共済)を問わず、全ての場合に記入すること。

(ロ) 休業(補償)給付の項の(A)欄は、

給付の基礎日額( )円  $\times \frac{60}{100} \times ( )$ 日である。

(ハ) 介護(補償)給付については、自賠責保険(共済)にのみ請求する場合には記入しない。

3 「算定基礎内訳」②について

(イ) 交通事故で自賠責保険(共済)にのみ請求する場合については記入する必要がない。

(ロ) (1)の(B)・(C)・(D)欄の額により、(E)~(J)欄の額を算出することとするが、総損害が確定している場合においては、(2)の(B)・(C)・(D)欄の額により、算出した金額を求償限度額とする。

(ハ) 休業(補償)給付の項の

(B)欄は、給付基礎日額( )円  $\times \frac{100}{100} \times ( )$ 日である。  
又は平均賃金

及び

(C)欄は、給付基礎日額( )円  $\times \frac{100}{100} \times ( )$ 日である。  
又は平均賃金

(ニ) (B)・(C)欄の傷病(補償)年金・障害(補償)給付・遺族(補償)給付は、新ホフマン方式及び相統割合により算出した第一当事者(被災者)及び相手方(あなた側)の権利に属する額である。

(ホ) 交通事故で第一当事者(被災者)の人的損害総額が自賠責保険(共済)金額を下回ることが明確であったことから、過失割合に関する照会及び調査を省略した事案(第一当事者(被災者)に故意・重過失が認められる事故及び同乗事故を除く。)については、(B)欄に「省略」と記入すること。

4 「算定基礎内訳」③について

(イ) (A)欄は、自賠責保険(共済)金額を記入するが、障害の場合には①120万円又は②96万円(第一当事者に重大な過失がある場合)のどちらかを○で囲むこと。また、死亡又は後遺障害等の場合には③を○で囲むとともに内訳を備考欄に明記すること。

(ロ) 交通事故で自賠責保険(共済)に対して請求する場合の記入方法

a (1)欄は、自賠責保険(共済)から既に支払われている場合にはその既払額を記入し、支払が行われていない場合には、斜線を引くこと。(示談額ではなく、既払額を記入すること。)

b (4)欄は、(A)から(1)を引いた金額を記入する。

c (4)欄は、(4)と(A)を比較していずれか低い金額を記入する。

ただし、第一当事者に重過失が認められる事案(例えば傷害の場合には、(4)欄において②96万円を○で囲んでいる事案)については、(4)欄及び上段の請求金額欄には斜線を引くこと。この場合、保険会社等から送付される「自賠責保険支払金額の通知」等には、支払額として労災保険給付額(A)を重過失減額した後の金額が記載されているものであるため注意すること。

(ハ) 交通事故で任意一括保険(共済)に対して請求する場合の記入方法

a (F) > (4)の場合……(1)欄の金額を(4)欄に記入する。この場合、(1)欄と(4)欄には斜線を引くこと。

b (F) ≤ (4)の場合……(4)と(A)を比較していずれか低い金額を(4)欄に記入する。この場合、(1)欄は成立した示談額(保険会社等から被災者に今後支払われる予定の慰謝料又は既に支払われた慰謝料等)を記入する。

ただし、労災保険により給付された金額は除かれる。

また、第一当事者に重過失が認められる場合には、(A)を重過失減額した後の金額と(4)とを比較していずれか低い金額を(4)欄に記入すること。

(ニ) (4)、(1)及び(4)欄は、任意保険(共済)(一括扱いは除く。)のみの場合には記入しない。

5 その他

(イ) 記入すべき事項がない場合には、当該項目欄に斜線をひくこと。

(ロ) 備考欄に請求先の保険種別に応じ、「自賠責」・「任意一括」・「任意」の区分を記載するとともに労働局担当者の職氏名を記載すること。



求償権取得・債権発生通知書 (求償差し控え該当事案)

No

平成 年度 第 四半期分

整理番号	受付番号	災害発生日	第一当事者(被災者)	第二当事者(相手方)	理由
1	-	. .			
2	-	. .			
3	-	. .			
4	-	. .			
5	-	. .			
6	-	. .			
7	-	. .			
8	-	. .			
9	-	. .			
10	-	. .			

- イ 同僚労働者の加害行為による災害
- ロ 同一事業主の事業場を異にする労働者の加害行為による災害
- ハ 同一の作業場で作業を行う事業主を異にする労働者(下請負人を含む。)の加害行為による災害
- ニ 直系血族及び同居の親族の加害行為による災害
- ホ 労働者派遣法に基づく派遣労働者と派遣先事業場労働者間の災害
- ヘ 第二当事者(相手方)が無資力等の場合
- ト その他 [ ]

上記第一当事者(被災者)に対する保険給付により、上記第二当事者(相手方)に対する求償権を取得しましたので通知します。

歳入徴収官

労働局長 殿

平成 第 年 月 号 日

労働基準監督署長



- (注) 1. 受付番号欄には、第三者行為災害届受付台帳の受付番号を記載すること。  
 2. 理由欄には、求償を差し控えた理由として上記イ～トの中から該当する項目を選び、その記号を記入すること。

債権確認決定決議書 (求償差し控え該当事案)

No.

平成 年度 第 四半期分						
整理番号	受付番号	災害発生日	第一当事者(被災者)	第二当事者(相手方)	理由	
1	-	. .				
2	-	. .				
3	-	. .				
4	-	. .				
5	-	. .				
6	-	. .				
7	-	. .				
8	-	. .				
9	-	. .				
10	-	. .				
イ 同僚労働者の加害行為による災害 ロ 同一事業主の事業場を異にする労働者の加害行為による災害 ハ 同一の作業場で作業を行う事業主を異にする労働者(下請負人を含む。)の加害行為による災害 ニ 直系血族及び同居の親族の加害行為による災害 ホ 労働者派遣法に基づく派遣労働者と派遣先事業場労働者間の災害 ヘ 第二当事者(相手方)が無資力等の場合 ト その他 [ ]						
決定する。 本件求償を差し控 えることとする。  歳入徴収官	部長	課長	補佐	係長	係	発議
						. .
						決議
						. .
(備考)						

債権管理簿 (求償差し控え該当事案)

No.

平成 年度 第 四半期分					
整理番号	受付番号	災害発生日	第一当事者 (被災者)	第二当事者 (相手方)	理由
1	-	. .			
2	-	. .			
3	-	. .			
4	-	. .			
5	-	. .			
6	-	. .			
7	-	. .			
8	-	. .			
9	-	. .			
10	-	. .			

- イ 同僚労働者の加害行為による災害
- ロ 同一事業主の事業場を異にする労働者の加害行為による災害
- ハ 同一の作業場で作業を行う事業主を異にする労働者 (下請負人を含む。) の加害行為による災害
- ニ 直系血族及び同居の親族の加害行為による災害
- ホ 労働者派遣法に基づく派遣労働者と派遣先事業場労働者間の災害
- ヘ 第二当事者 (相手方) が無資力等の場合
- ト その他 [  ]

労働保険特別会計労災勘定	債権の 種類	損害賠償金債権
(款) 雑収入 (項) 雑収入 (目) 雑収入	債権発 生原因	労災保険法第12条の4第1項による 求償権の取得

(備考)

発第 号  
平成 年 月 日

御中

労働局長 閣

労働基準監督署長 閣

労働者災害補償保険の保険給付についての通知及び損害賠償等についての照会

第一当事者(被災者)	氏名		男・女	歳
	住所			
事故年月日	平成 年 月 日	場所		
第二当事者(相手方)氏名		契約者氏名	登録番号(車輜番号)	
自賠責保険(共済)・証明書番号			自動車保険(共済)・証券番号	

上記第一当事者(被災者)の第三者行為災害に関し、自賠責保険(共済)及び自動車保険(共済)においていかなる処理がなされたか等について承知したいので、労災保険給付予定を通知するとともに照会します。  
 なお、御回答は平成 年 月 日までをお願いします。その際、全ての事項について回答できない場合には、回答できる事項から順次御回答願います。

1. 通知事項

保険給付予定 平成 年 月 日予定 円 療養、休業、障害、傷病、遺族、葬祭、介護 対象期間(療養、休業のみ) 療養(平成 年 月 日~平成 年 月 日) 休業(平成 年 月 日~平成 年 月 日)
---

2. 照会事項

① 別紙回答書の事項

② 別紙回答書のうち5. 過失割合に対する意見及び判断の根拠を除いた事項

(○で囲んだ方について御回答願います。)

なお、自賠責保険(共済)又は自動車保険(共済)の保険金、共済金、損害賠償額、仮減金又は内払金の支払に先立って、上記保険給付を行った場合には、労働者災害補償保険法第12条の4の規定により、貴殿に対し求償致しますことを念のため申し添えます。

(郵便番号) \_\_\_\_\_ (所在地) \_\_\_\_\_


(電話) \_\_\_\_\_ (FAX) \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ 労働局(担当者) \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ 労働基準監督署(担当者) \_\_\_\_\_

### 損害賠償請求の予告について

殿

労働基準監督署長 

被災者氏名		相手方氏名	
災害の種類	業務災害・通勤災害	災害発生日	平成 年 月 日

上記被災者に対し、下記のとおり労災保険給付を行ったので、労働者災害補償保険法第12条の4の規定によって保険給付額を限度として貴殿に求償することとなりますのであらかじめ通知いたします。  
また、保険給付が継続中の場合には、この後の分についてはおって請求することとなりますので念のため申し添えます。

記

#### 労災保険給付状況

労災保険給付の種類	対 象 期 間	労 災 保 険 給 付 額	支 払 日
療養（補償）給付	. . . ~ . . .	円	. . .
	. . . ~ . . .	円	. . .
	. . . ~ . . .	円	. . .
休業（補償）給付	. . . ~ . . .	円	. . .
	. . . ~ . . .	円	. . .
	. . . ~ . . .	円	. . .
傷病（補償）年金	/	円	. . .
障害（補償）給付		円	. . .
介護（補償）給付		円	. . .
遺族（補償）給付		円	. . .
葬祭料（葬祭給付）		円	. . .
合 計			円
前回までの計	円	累 計	円
保険給付（継続中・完了）			

この件につきまして何か御不明な点等ありましたら、下記まで御照会ください。  
(連絡先)

労働基準監督署（担当者）

(TEL) - -

※ 本様式は、自賠責保険（共済）及び自動車保険（共済）以外に請求する事案にのみ使用すること。





交通事故発生届（「交通事故証明書」が得られない場合）

当事者	① 第一当事者 (被災者)	氏名	( )歳					
		住所	TEL ( )					
		車両登録番号	自賠責保険証明書番号					
	② 第二当事者 (相手方)	氏名	( )歳					
		住所	TEL ( )					
		車両登録番号	自賠責保険証明書番号					
③ 事故発生日時		平成	年	月	日	午前・午後	時	分
④ 事故発生場所								
⑤ 災害発生状況								
⑥ 「交通事故証明書」 が得られない理由								
⑦ 第一当事者 (被災者)	上記⑥の理由により、「交通事故証明書」は提出できませんが、事故発生の実態は上記①～⑤に記載したとおりです。 平成 年 月 日 氏名 ( ) 住所 ( )							
⑧ 目撃者	上記①～⑤に記載された事故を目撃したことを証明します。 平成 年 月 日 氏名 ( ) TEL ( ) 住所 ( )							
⑨ 第二当事者 (相手方)	上記①～⑤に記載された事故により①の者に損害を与えたことを自認します。 平成 年 月 日 氏名 ( ) TEL ( ) 住所 ( ) 事業場の名称 ( ) 代表者職氏名 ( )							

平成 年 月 日

労働基準監督署長 殿

届出人 氏名 ( )

住所 ( )

〔注意〕

1. 警察署への届出をしなかった等のために「交通事故証明書」の提出ができない場合に提出して下さい。
2. ①及び②の「車両登録番号」及び「自賠責保険証明書番号」の欄には、交通事故発生時において、被災者又は第三者が乗車していた車両に関する事項を記載して下さい。
3. ⑨の「事業場の名称」及び「代表者職氏名」の欄には、⑨の第三者が業務中であった場合のみ⑨の第三者の代表者の証明を受けて下さい。
4. ⑦、⑧及び⑨の「氏名」の欄、⑨の「代表者職氏名」の欄及び「届出人氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができます。

# 第三者行為災害届 (業務災害・通勤災害)

(届その1)

(交通事故・交通事故以外)

労働者災害補償保険法施行規則第22条の規定によりお届けします。

平成 年 月 日



保険給付請求権者 住 所

郵便番号 ( - )

労働基準監督署長 殿

フリガナ 氏 名

電 話 ( )

1 第一当事者 (被災者)

フリガナ 氏 名 (男・女)

生年月日 年 月 日 ( 歳)

住 所

職 種

2 第一当事者 (被災者) の所属事業場

労働保険番号

府 県	所 掌	管 轄	基 幹 番 号	枝 番 号

名 称

所在地

郵便番号 - 電話

代表者 (役職)

(氏名)

担当者 (所属部課名)

(氏名)

3 災害発生

日 時 平成 年 月 日

午前・午後 時 分頃

場 所

4 第二当事者 (相手方)

氏 名 ( 歳)

住 所

電 話

第二当事者 (相手方) が業務中であった場合

所属事業場名称

所在地

電 話

代表者 (役職)

(氏名)

5 災害調査を行った警察署又は派出所の名称

警察署 係 (派出所)

6 災害発生の事実の現認者 (5の災害調査を行った警察署又は派出所がない場合に記入してください。)

氏 名

住 所

電 話

7 事故現場の状況

天候 晴・曇・小雨・雨・小雪・雪・暴風雨・霧・濃霧  
 見越し 良い・悪い(障害物 があった。)  
 道路の状況(あなた(被災者)が運転者であった場合に記入してください。)  
 道路の巾( )m、舗装・非舗装、坂(上り・下り・緩・急)  
 でこぼこ・砂利道・道路欠損・工事中・凍結・その他( )  
 (あなた(被災者)が歩行者であった場合に記入してください。)  
 歩車道の区別(ある・ない)道路、車の交通頻繁な道路、住宅地・商店街の道路  
 歩行者用道路(車の通行 許・否)、その他の道路( )  
 標識 速度制限( km/h)・追越禁止・一方通行・歩行者横断禁止(有・無)  
 一時停止(有・無)・停止線(有・無)  
 信号機 無・有( 色で交差点に入った) 信号機時間外(黄点滅・赤点滅)  
 横断歩道上の信号機(有・無)  
 交通量 多い・少ない・中位

8 事故当時の行為、心身の状況及び車両の状況

心身の状況 正常・いねむり・疲労・わき見・病気( )・飲酒  
 あなたの行為(あなた(被災者)が運転者であった場合に記入してください。)  
 交差点における運行状況(信号機の場合( )色で交差点に入った。)  
 直前に警笛を……鳴らした・鳴らさない、相手を発見したのは( )m手前  
 ブレーキを……かけた(スリップ m)・かけない、方向指示灯……した・しない  
 一時停止線での進行状況(一時停止した・しない) 速度は……約 km/h 相手は約 km/h  
 (あなた(被災者)が歩行者であった場合に記入してください。)  
 横断中の場合 横断場所( )横断のしかた( )色で横断歩道に入った  
 左右の安全確認(した・しない)車の直前・直後を横断(した・しない)  
 通行中の場合 通行場所(歩道・車道)歩車道の区別がない道路  
 通行のしかた 車と同方向・対面方向

9 第二当事者(相手方)の自賠責保険(共済)及び任意保険(共済)に関すること

(1) 自賠責保険(共済)について	(2) 任意保険(共済)について
証明書番号 第 号	証明書番号 第 号
保険(共済)契約者(氏名)	保険(共済)契約者(氏名)
(住所)	(住所)
第二当事者(相手方)と契約者との関係	保険金額 対人 万円 第二当事者(相手方)と契約者との関係
保険会社の管轄店名	保険会社の管轄店名
保険会社の管轄店所在地	保険会社の管轄店所在地

(3) 保険金(損害賠償額)請求の有無 有・無

有の場合の請求方法  自賠責保険(共済)単独  
 自賠責保険(共済)と任意保険(共済)との一括  
 保険金(損害賠償額)の支払を受けている場合は、受けた者の氏名、金額及びその年月日  
 氏名 \_\_\_\_\_  
 金額 \_\_\_\_\_ 円  
 受領年月日 平成 年 月 日

10 運行供用者が第二当事者(相手方)以外の場合の運行供用者

名称(氏名) \_\_\_\_\_  
 電話 \_\_\_\_\_  
 所在地(住所) \_\_\_\_\_  
 郵便番号 \_\_\_\_\_  
 運行供用者が法人である場合の代表者  
 氏名 \_\_\_\_\_  
 役職 \_\_\_\_\_

11 災害発生状況

第一当事者(被災者)・第二当事者(相手方)の行動、災害発生原因と状況をわかりやすく記入してください。

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

12 現場見取図

道路方向の地名(至〇〇方面)、道路幅、信号、横断歩道、区画線、道路標識、接触点等くわしく表示してください。

図例

車  
 歩行者  
 通行方向  
 一時停止  
 一時停止 Y  
 一時停止 X  
 一時停止 Y  
 一時停止 X

13 過失割合

私の過失割合は、 %、相手の過失割合は %だと思います。  
(理由) \_\_\_\_\_

14 示談について

- イ 示談が成立した。
- ロ 交渉中
- ハ 示談はしない。
- ニ 示談をする予定 ( 年 月 日頃示談する予定)
- ホ 裁判の見込み ( 年 月 日頃提訴予定)

15 身体損傷及び診療機関

	私(被災者)側	相手側(わかっていることだけ記入して下さい)
部位、傷病名		
程度		
診療機関名称		
所在地		

16 損害賠償金の受領

受領年月日	金額又は品目	名目	受領年月日	金額又は品目	名目

事業主の証明

1欄の者については、2から6欄、11欄及び12欄に記載したとおりであることを証明します。

平成 年 月 日

事業場の名称 \_\_\_\_\_

事業主の氏名 \_\_\_\_\_

(法人の場合は代表者の役職・氏名)



# 第三者行為災害報告書 (調査書)

## 1 あなたの氏名、住所及び職業等

フリガナ  
氏名 \_\_\_\_\_ (男・女)

生年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 ( 歳)

住 所 \_\_\_\_\_

郵便番号 \_\_\_\_\_ 電話 \_\_\_\_\_

職 業 \_\_\_\_\_ 勤務先 \_\_\_\_\_

所 在 地 \_\_\_\_\_

電 話 \_\_\_\_\_

代表者 (役職) \_\_\_\_\_ (氏名) \_\_\_\_\_

## 2 事故発生年月日、場所及びその時の用務

日 時 平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

午前・午後 \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分頃

場 所 \_\_\_\_\_

事故発生時の用務 \_\_\_\_\_ 業務中・通勤途上・私用

内 容 \_\_\_\_\_

## 3 事故発生状況 (あなた・相手方の行動・災害発生原因と状況をわかりやすく記入してください。)

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

## 4 現場見取図

道路方向の地名 (至〇〇方面)、道路幅、信号、横断歩道、区画線、道路標識、接触点等くわしく表示してください。

自動車 (Car) 一時停止 (Temporary Stop) 横断歩道 (Crosswalk) 歩行者 (Pedestrian) 自転車 (Bicycle) 一時停止 (Temporary Stop) 横断歩道 (Crosswalk) 歩行者 (Pedestrian) 接触点 (Contact Point)

## 5 事故現場の状況 (あなたが運転者の場合にのみ記入してください。)

天 候 晴・曇・小雨・雨・小雪・雪・暴風雨・霧・曇霧

見 透 し 良い・悪い (障害物 \_\_\_\_\_ があった。)

道路の状況 道路の巾 ( \_\_\_\_\_ ) m、舗装・非舗装、坂 (上り・下り・緩・急) \_\_\_\_\_

標 識 速度制限 ( \_\_\_\_\_ km/h) ・ 追越禁止 ・ 一時停止 ・ 駐車禁止

信 号 機 無・有 ( \_\_\_\_\_ 色で交差点に入った) 信号機時間外 (黄色点滅・赤点滅)

交 通 量 多い・少ない・中位

## 6 事故当時のあなたの行為、心身の状況及び車両の状況 (あなたが運転者の場合にのみ記入してください。)

心身の状況 正常・いねむり・疲労・わき見・病気 ( \_\_\_\_\_ ) ・ 飲酒

あなたの行為 交差点における運行状況 (信号機の場合 ( \_\_\_\_\_ ) 色で交差点にはいった。)

直前に警笛を……鳴らした・鳴らさない、相手を見つけたのは ( \_\_\_\_\_ ) m手前

ブレーキを……かけた (スリップ \_\_\_\_\_ m) ・ かけない、方向指示灯……した・しない

速度は……約 \_\_\_\_\_ km/h 相手は約 \_\_\_\_\_ km/h

車両の状況 正常・ブレーキ故障・ハンドル装置故障・無灯火・灯火不備

タイヤ破損・その他 ( \_\_\_\_\_ )

## 7 事故調査を行った警察署又は派出所の名称

警察署 \_\_\_\_\_ 係 (派出所) \_\_\_\_\_

## 8 災害発生の事実の現認者

氏名 \_\_\_\_\_ 電話 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

9. あなたの自賠責保険(共済)及び任意保険(共済)に関すること(あなたが運転者の場合にのみ記入してください。)

自 賠 責	保険(共済)加入の有無		有・無		保険(共済)金請求の有無		有・無							
	保険会社(農協)	名称	所在地											
	証明書番号				期間	平成	年	月	日	～	平成	年	月	日
	契約者氏名				保有者氏名	契約者との関係( )								
任 意	保険(共済)加入の有無		有・無		保険(共済)金請求の有無		有・無							
	保険会社(農協)	名称	所在地											
	証券番号				期間	平成	年	月	日	～	平成	年	月	日
	保険(共済)金額	対人	万円		契約者氏名									

10. あなたの運転していた車両(あなたが運転者の場合にのみ記入してください。)

車種	大・普・特・自二・軽自・原付自			登録番号(車両番号)			
運転者の免許	有・無	免許の種類	免許証番号	資格取得	有効期限	免許の条件	
				年 月 日	年 月 日まで		

11. 身体損傷及び診療機関

あなた側		相手側(わかっていることだけ記入して下さい。)	
部位、傷病名	_____	部位、傷病名	_____
程度	_____	程度	_____
診療機関名称	_____	診療機関名称	_____
所在地	_____	所在地	_____

12. 過失割合

私の過失割合は %、相手の過失割合は %だと思います。(理由)

13. 示談について

成立した・交渉中・示談はしない・示談をする予定(年 月 日頃の子定)・裁判の見込み(年 月 日頃提訴予定)

14. 損害賠償金の支払い

年 月 日	金額又は品目	名 目	年 月 日	金額又は品目	名 目

上記の記載内容は事実と相違ありません。

平成 年 月 日

労働基準監督署長 殿

報告人氏名 \_\_\_\_\_ ㊟

※調査者氏名 \_\_\_\_\_

事業場所在地 \_\_\_\_\_

代表者職氏名 \_\_\_\_\_ ㊟

(あなたが業務中であった場合にのみ代表者の証明を受けてください。)

(注意)

「報告人氏名」の欄及び「代表者職氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができます。

(裏面)

記載上の注意点

1. 事項を選択する場合は該当する事項を○で囲んでください。
2. 2欄の事故発生場所は、○○町○○丁目○○番地○○ストア前歩道のように具体的に記入してください。
3. 8欄は、警察へ届け出ていない等で事故調査が行われていない場合に、事故の発生状況のわかる人を記入してください。
4. 12欄は、あなたの判断に基づいて記入してください。また、その判断の理由についても記入してください。
5. 14欄は、治療費、慰謝料、休業損、葬儀費等名目ごとに記入してください。
6. 事業主の署名、捺印については、あなたが業務中に事故が発生した場合にのみ受けてください。

(債管様式第5号)

徴収停止決議	第 号	徴収停止(取消)決議書				平成 年度
発議	平成 年 月 日	決議	平成 年 月 日			
下記債権を徴収停止として整理してよい。 下記債権の徴収停止を取り消してよい。 歳入徴収官 労働局長 部長			課長	補佐	係長	主任
債権発生年度	平成 年度	労働保険特別会計 労働災害勘定	歳入金債権 歳入外債権	調確年 月	査認日	・ ・
債権の種類	(款)	(項)	(目)	当履期	初行限	・ ・
債務者	住所			債権金額	円	
	氏名					
債権の発生原因						
徴収停止(取消)事由						
事蹟	最終時効中断年月日	年 月 日	添付書類の種類	その他参考となるべき事項		
	時効完成予定年月日	・ ・				
処理経過	債権管理簿登記	・ ・				
	徴収停止整理簿登記	・ ・				
	労働局に対する通知	・ ・				
	実地調査年月日	・ ・				
		・ ・				

## 履行延期申請書

年 月 日

(歳入徴収官等)

(官職氏名) 殿

(債務者の住所)

(氏名又は名称) ㊦

下記の債務について下記の条件により履行期限を延長して下さい。

### 記

#### 1. 債務の概要

- (1) 債務者の住所、氏名又は名称及び職業又は業務
- (2) 元本債務金額
- (3) 履行延期の特約等の承認のある日までに附されている利息、延滞金又は加算金
- (4) 債務の発生原因

#### 2. 履行期限を延期しなければならない理由

#### 3. 延長された後における履行期限、延納利息及び延滞金

- (1) 履行期限 履行期限ごとに履行すべき金額

年 月 日 円

年 月 日 円

- (2) 履行延期の申請の承認の日から附すべき延納利息

利 率 利払期日

- (3) 延滞金

履行期限の翌日から納付までの期間に応じて年 パーセントの割合で延滞金を支払う。

#### 4. 担 保

- (1) 担保物件の種類、数量、金額及び物件の所在その他担保の状況
- (2) 保証人の住所、氏名又は名称、職業又は業務、保証金額及び保証人の資産の状況その他保証に関する必要な事項

## 5. 担保の提供及び債務名義の取得

国の指示するところに従い、担保の提供又は債務名義の作成に関する必要な措置に応ずるとともに、これらの措置をとるために必要な費用を負担する。

## 6. その他の条件

- (1) 国はこの債権の保全上必要があると認めるときは、債務者に対してその業務又は資産の状況に関して、質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。
- (2) 国は、次に掲げる場合には、この債権の全部又は一部について延長された履行期限を繰り上げることができる。
  - (イ) 国において、債務者が国の不利益にその財産を隠し、そこない、若しくは処分したと認めるとき、若しくはこれらのおそれがあると認めるとき、又は虚偽に債務を負担する行為をしたと認めるとき。
  - (ロ) 債務者が分割された弁済金額についての履行を怠ったとき。
  - (ハ) 債務者に次の事由が生じたこと。
    - I) 強制執行を受けたこと。
    - II) 租税その他の公課について滞納処分を受けたこと。
    - III) その財産について競売の開始があったこと。
    - IV) 破産の宣告を受けたこと。
    - V) 解散したこと。
    - VI) 債務者について相続の開始があった場合において、相続人が限定承認をしたこと。
    - VII) 上記IVからVIまでに掲げる場合のほか、債務者の総財産についての清算が開始されたこと。
  - (ニ) 債務者が履行延期の特約（処分）に附された条件に従わないとき。
  - (ホ) その他国において、債務者の資力の状況その他の事情の変更により当該延長に係る履行期限によることが不適當となったと認めるとき。
- (3) 国において、担保の価額が減少し、又は保証人を不適當とする事情が生じたと認めるときは、債務者は、国の請求に応じて増担保の提供又は保証人の変更その他担保の変更をしなければならないこと。
- (4) 国において債務者の資力の状況その他の事情の変更により必要があると認めて債務者に対し、担保を提供し、又は延納利息を附する旨の請求をしたときは、その請求するところに従って担保を提供し、又は利息を附して支払をしなければならないこと。

(5) (その他の各省各庁の長が定める事項)

備考 1 用紙の大きさは、適宜とする。

2 本書式は必要に応じて縦書とし、又は本書式中必要としない事項を省略し、若しくは必要に応じて記載事項を修正することができる。

(債管様式第6号)

履行延期決議	第 号	履行延期特約決議書				平成 年度
発議	平成 年 月 日	決議	平成 年 月 日			
歳入徴収官 労働局長 部長			課長	補佐	係長	主任 係
債権発生年度	平成 年度	労働保険特別会計 労働災害勘定	歳入金債権 歳入外債権	調確年 月	査認日	. .
債権の種類	(款)	(項)	(目)	当 履 期	初 行 限	. .
債務者	住 所			債 権 金 額		
	氏 名					
債権発生原因			延 限 及 び 履 行 金 額 長 後 の 履 行 期	履行期限年月日	履 行 金 額	
				. .		
				. .		
				. .		
				. .		
履行延期特約決議理由			(金額・所在地等) 担種保類・物数件量			
				保 証 人	氏名	職 業
					住所	
処 理 経 過	債権管理簿登記	年 月 日	印	債 務 義 名		
	履行延期承認通知書発送	. .				
	履行延期通知書発送	. .		備 考		
	実地調査年月日	. .				
		. .				

## 履行延期承認通知書

年 月 日

(債務者の氏名又は名称) 殿

(歳入徴収官等)

(官職氏名 印)

年 月 日付履行延期申請書によって申請のあった下記の債権に関する履行期限の延長については、同申請書の内容に下記の条件を附して承認します。

### 記

#### 1. 債権の概要

- (1) 債務者の住所及び氏名又は名称
- (2) 債権金額
- (3) 債権の発生要因

#### 2. 承認の条件

- (1) 担保物件のうち については、供託の手続をした上、 年 月 日までに供託書正本を提出して下さい。
- (2) 担保物件のうち については、抵当権の設定の登記又は登録をする必要がありますから抵当権の登記原因又は登録要因を証明する書面及び登記又は登録についての承諾書を 年 月 日までに提出して下さい。
- (3) 保証人の債務保証書を 年 月 日までに提出して下さい。なお、保証契約を締結する必要がありますので、保証人が 年 月 日までに(又は 年 月 日において)官公署の作成した印鑑証明書その他本人であることを証明するに足りる確実な証明書及び印鑑を持参の上、当庁又は に出頭するよう取り計らって下さい。
- (4) この債権について公正証書を作成する必要がありますので、 年 月 日までに(又は 年 月 日において)官公署の作成した印鑑証明書その他本人であることを証明するに足るこれに準ずべき確実な証明書及び印鑑を持参の上、当庁又は に出頭して下さい。
- (5) 年 月 日までに債務証書を提出して下さい。

(6) 債務者が上記の期日又は期限までに上記の措置をとらなかったときは、国はこの承認を取り消すことがあります。

(7) (その他各省各庁の長が定める事項)

備考 第6号書式備考は、本書式に準用する。



# 債 務 証 書

年 月 日

(歳入徴収官等)

(官 職 氏 名) 殿

(債務者の住所)

(氏名又は名称<sup>㊟</sup>)

(債務者の氏名又は名称) (以下「乙」という。) が国 (以下「甲」という。) に対する (債務の名称) の未払額 円及びこれに係る 年 月 日から 年 月 日まで、年パーセントの割合で計算した (利息、加算金及び延滞金の名称) 円は、下記第1に記載するところにより履行するとともにこの債務の履行に関して下記第2から第6までに記載する条件に従います。

## 第1. 履行期限、延納利息及び延滞金

(1) 乙は、甲に対し上記の金額 円を次のとおり支払うこと。

履行期限	履行すべき金額
年 月 日	円
年 月 日	円

(2) 乙は、上記の履行すべき金額に対し、 年 月 日からそれぞれの履行期限までの期間に応じて、年パーセントの割合で計算した延納利息を甲に支払うこと。

(3) 乙は、上記(1)の履行期限 (履行期限を繰り上げられたときは、その繰り上げられた履行期限) までに履行すべき金額を完納しなかったときは、その完納しなかった金額 (乙が、その一部を履行した場合における当該履行の日の翌日以後の期間については、その額から既に履行した額を控除した額) に対して、それぞれの履行期限の翌日から完納した日までの期間に応じて、年パーセントの割合で計算した延滞金を甲に支払うこと。

第2. 乙は、甲がこの債権の保全上必要があると認めて乙に対し、その資産の状況に関して、質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めたときは、その要求に従うこと。

第3. 乙は、甲において乙が次に掲げる場合に該当し、又は該当するものと認めて、上記第1の(1)

の金額の全部又は一部についてその延長された履行期限を繰り上げる旨の指示をしたときは、その指示に従うこと。

(イ) 乙が甲の不利益に乙の財産を隠し、そこない、若しくは処分したとき、若しくはこれらのおそれがあると認めるとき、又は虚偽に債務を負担する行為をしたとき。

(ロ) 乙が分割された弁済金額について履行を怠ったとき。

(ハ) 乙に次の事由が生じたとき。

I 強制執行を受けたこと。

II 租税その他の公課について滞納処分を受けたこと。

III その財産について競売の開始があったこと。

IV 破産の宣告を受けたこと。

V 解散したこと。

VI 乙について相続の開始があった場合において、相続人が限定承認をしたこと。

VII 上記IV～VIまでに掲げる場合のほか、乙の総財産についての清算が開始されたこと。

(ニ) 乙が、この債務証書に記載された条件に従わないとき。

(ホ) その他の資力の状況その他の事情の変更により第1の(1)に記載された履行期限によることが不適当となったとき。

第4. 甲において、担保の価格が減少し、又は保証人を不適当とする事情が生じたと認めるときは、乙は甲の請求に応じて増担保の提供又は保証人の変更その他担保の変更をしなければならないこと。

第5. 乙は、担保の提供を免除され、又は延納利息を附さないことができることとされた場合においても、甲において乙の資力の状況その他の事情により必要があると認めて、乙に対し、担保を提供し、又は延納利息を附する旨の請求をしたときは、その請求するところに従って担保を提供し、又は利息を附して支払をしなければならないこと。

第6. (その他各省各庁の長が定める事項)

備考 第6号書式備考は、本書式に準用する。

(債官様式第7号)

歳入金債権履行延期通知書

平成 年 月 日

歳入徴収官  
労働局長 殿

特定分任歳入徴収官  
労働基準監督署長 印

下記のとおり履行延期の特約をいたしましたので  
規則第34条第2項の規定により通知します。

債 務 者	住 所		債権金額		円
	氏 名 又 は 称	納入告知書 番 号		No.	
		請 求 年 月 日			
債 権 発 生 年 度	平成 年度	労働保険特別会計 労働 災 勤 定	歳 入 金 債 権 歳 入 外	調 査 確 認 年 月 日	. . .
債 権 の 種 類		款	項	目	
当 年 初 履 行 期 限 日	. . .		債 権 の 発 生 年 月 日	. . .	
履 行 延 期 承 認 日	. . .		債 権 の 発 生 原 因		
履 行 と 延 期 が 認 め 可 能 な 事 由			履 行 延 期 の 条 件		
履 行 期 限 年 月 日	. . .		分 割 履 行 金 額	円	
延 滞 金 額	円		(備考)		
延 納 利 息	(率)				
担 保 物 件	種 類	数 量			
	所 在				
保 証 人	住 所				
	氏 名 又 は 称				

不納欠損決議 第 号		平成 年度								
<b>債権消滅確認及び不納欠損決議書</b>										
発 議 平成 年 月 日		決 議 平成 年 月 日								
下記の債権が消滅したことを確認する。 下記の金額を不納欠損として整理してよい。  歳入徴収官 部 局 長 (部長)		課 長	課長補佐							
		係 長	係							
労働保険番号		納 入 者 名	住 所							
府 県	所 掌 管 轄			基 幹 番 号	枝 番 号					
事業の種類										
債権消滅の事由	歳入徴収官事務規程 第27条第1項第 号該当		金額							
		千 円								
		内訳下記のとおり								
内 定 訳	元年度	科目	区分	金額	債権消滅年月日	最終時効中断年月日	最終時効中断理由	滞納処分執行停止年月日	滞納処分執行停止事由(国税徴収法第153条第1項)	備考
				円					第 号該当	
									第 号該当	
									第 号該当	
									第 号該当	
									第 号該当	
									第 号該当	
									第 号該当	
									第 号該当	
	合 計									
徴収簿整理		平成 年 月 日		証明書類の種類		その他参考となるべき事項				

(収入様式第21号)

不納欠損決議	第	号	平成	年度
--------	---	---	----	----

### 債権みなし消滅整理及び不納欠損決議書

発議	平成	年	月	日	決議	平成	年	月	日
----	----	---	---	---	----	----	---	---	---

下記債権を消滅したものとみなして整理してよい。 下記金額を不納欠損として整理してよい。  歳入徴収官 部局長 (部長)	課長	補佐	係長	主任	係

労働保険番号					納	住	所
府県	所管	管轄	基幹番号	枝番号			
事業の種類					入	氏	名

債権みなし消滅 整理事由	債権管理事務取扱規則第30条第1項第 号及び歳入徴収官事務規程第27条第1項第4号該当	金額						内訳下記 のとおり
-----------------	---	----	--	--	--	--	--	--------------

整理事由の詳細

---



---



---



---

内 訳	勘	元年度	科目	区分	金額	備 考
					円	
	定					
		合 計				

徴収簿整理	平成	年	月	日	証明書類の種類	その他参考となるべき事項
	.	.	.	.		
	.	.	.	.		
	.	.	.	.		
	.	.	.	.		

(債管様式第8号)

# 不納欠損処分調書

整理番号( )号

住所		不納欠損の 事由		
氏名				
年度	債権の種類	延滞金	計	不納欠損にいたる経緯

182

(注) 債管法第33条第2項の規定による免除の場合は、不納欠損処分決議書の参考欄に事由及び納入別の免除額を明らかに記載することにより、不納欠損処分調書を省略して差し支えない。

不納欠損整理簿

決議年月日	所属年度	科 目				金 額	事 由	納入者の住所及び氏名
		部	款	項	目			
						円		

第 号

平成 年 月 日

歳入徴収官

局長

法務局長 殿

即決和解の申立てについて（依頼）

左記の者に対する労働者災害補償保険法による求償債権について、国の債権の管理等に関する法  
第二八条により即決和解の手續を依頼します。

記

一 債務者の表示

住 所

氏 名

生年月日 昭和 年 月 日

職 業

連絡先 自宅電話番号

勤務先電話番号

二 債権の内容

債 権 金 額 金 円

（履行期限 平成 年 月 日）

延滞金債権 履行期限の翌日から年五パーセントの

割合により計算した額

消滅時効完成日 平成 年 月 日

（履行延期申請書受付日である平成 年 月 日から三年）

### 三 債権の発生原因

政府の労災保険事業が、第三者行為災害により生じた被害者に対し、労働者災害補償保険法（以下「法」という。）第 条第 項により損害のてん補をし、よって同法第 二 条の 四 第 一項により損害賠償請求権を取得したことによる。

#### 1 事故の概要（別紙 参照）

##### （一）被害者の表示

住 所

氏 名

職 業

生年月日 昭和 年 月 日

##### （二）加害者

住 所

氏 名

職 業

生年月日 昭和 年 月 日

（三）日 時 平成 年 月 日 午 時 分 ころ

（四）場 所

（五）事故の態様

（六）被害者の受けた傷害等の内容（別紙 参照）

#### 2 政府の補償事業が被害者側に損害のてん補をするまでの経緯

##### （一）損害のてん補金の請求

請求者（被害者との関係）

##### （二）賠償責任者の認定

認定した賠償責任者

認定の具体的理由

(三) 損害額の認定及び損害てん補額の決定

別紙 のとおり

(四) 損害てん補金の支払(別紙 参照)

#### 四 債務者との折衝の経緯

- 1 国の債権の管理等に関する法律に基づく納入告知書は、平成 年 月 日債務者に到達した。
- 2 債務者から平成 年 月 日時効の中断事由たる承認(民法第一四七条第三号)と認められる履行延期申請書の提出があった(別紙 参照)。
- 3 債務者からの本件債務の弁済の有無、あればその内容

#### 五 和解条項案

別紙 のとおり。

#### 六 その他参考事項

被害者と加害者側との間の示談の有無、あればその理由

#### 七 貴局との連絡に当たる当庁の職員

歳入徴収官

局長

法務局長 あて

国の債権に関する即決和解について（依頼）

裁判所平成 年（第 号をもって即決和解の成立した国の債権につき、別紙和解条項案により再度即決和解の手続を願いたく依頼します。

記

一 債務者

住 所

氏 名

連絡先 自宅電話番号

勤務先電話番号

二 債権の内容等

別紙和解調書のとおり。

三 現在までの履行状況等

債権者は、和解条項の内容に従い別紙弁済一覧表のとおり履行して現在に至ったものであるが、最終分割金について現在ではこれを履行することが困難な状況である旨を文書で申し出ている。

四 即決和解の方法により弁済を受けるのが妥当と思われる理由

債務者においては最終履行期限に残額全部を一度に履行する資力はないが、過去の経緯からみて分割弁済により納入させることが最良の方法と考えられるので、強制執行を行うよりも再度即決和解の方法により弁済を受けるのが妥当と思われる。

五 貴局との連絡に当たる当庁の職員

和解条項(案)

一 相手方 は申立人に対して次の金銭を支払う債務を負担することを確認する。

1 損害賠償金の残額金 円(以下「元本」という。)

2 元本に対する平成 年 月 日から本和解成立までの年八・二五パーセントの割合による延滞金 円及び本和解成立の日の翌日から支払済みの日までの年八・二五

パーセントの割合による延納利息

二 相手方 は申立人に対し、前項の金銭を次のとおり分割して支払う。

1 本和解成立時より五年間、毎月 日限り、金 円あて、ただし、最終月に限り残額全部。

2

三 前項の分割弁済金は、順次に延納利息及び元本に充当し、相手方 が合計金

円に達するまで滞りなくその支払をしたときは、申立人は、相手方に対して残余の債務を免除する。

四 相手方 は、次の場合において、申立人から第一項の債務のうち弁済未了の部分の全部又は一部についてその履行期限を繰り上げる旨の通知を受けたときは、その通知に係る全額について期限の利益を失い、申立人に対し、これを直ちに支払う。

1 相手方 が第二項の分割弁済を怠り、その遅滞額が二回分に達したとき。

2 相手方 が強制執行を受け、若しくは租税その他の公課について延納処分を受けたとき、又は相手方 の財産について競売の開始があったとき。

五 本件和解費用は、各自の負担とする。

第 号

平成 年 月 日

歳入徴収官

局長

法務局長 殿

国の債権に係る強制執行について（依頼）

政府の労災保険事業が労働者災害補償保険法第一二条の四第一項の規定により代位取得した左記の求償債権について、国の債権の管理等に関する法律第一五条第二号の規定に基づき強制執行の手続を依頼します。

記

一 債務者

- 1 住 所
- 2 氏 名
- 3 職 業
- 4 生年月日

二 債権の内容

- 1 損害賠償金 円（履行期限 年 月 日）
- 2 延滞金 平成 年 月 日から支払済みまで年五分の割合により計算した額  
昭和
- 3 納入状況 納入なし

三 債権の発生原因

労働者災害補償保険法第一二条の四第一項の規定により代位取得した求償債権